

加齢対応構造等のチェックリスト
 【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第34条第1項第1号から第9号に規定する基準】

1. 申請事業の内容

新築
 改修

《 記載例 》

既存の建物の改良(用途の変更を伴うものを含む。)により整備されるサービス付き高齢者向け住宅に係る法第5条第1項の登録が行われる場合において、建築材料又は構造方法により、法第54条第1号に規定する基準をそのまま適用することが適当でないと思われる加齢対応構造等である構造及び設備については、別記様式2の2(千葉県版)の基準が適用されることがあります。この判断は登録時に登録主体によって行われますので、ご留意ください。

2. バリアフリー基準への対応状況

□のある欄は、該当するものを
に置き換えてください

□をに置き換えてください
 自由欄はなるべく具体的に記述してください

添付資料の
 対応箇所等

住宅の規模、構造及び設備に関する基準	対応の状況	計画数値・対応の状況補足説明等	資料番号・該当ページ
A 【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第34条第1項第1号から第8号に規定する基準】			
一 床は、原則として段差のない構造のものであること。	<input checked="" type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合	B(高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第34条第1項第9号に規定する基準)の1(1)、2(1)、2(3)記載参照	
二 廊下の幅		※複数ある場合は最も厳しい状況を記入	
主たる廊下の幅は、七十八センチメートル以上 (柱の存する部分にあつては、七十五センチメートル以上)	<input checked="" type="checkbox"/> 適合 → <input type="checkbox"/> 非適合 →	廊下の有効幅員 180 cm	
三 出入口の幅		※内法寸法を記載すること	
主たる居室の出入口の幅は七十五センチメートル以上	<input checked="" type="checkbox"/> 適合 → <input type="checkbox"/> 非適合 →	主たる居室の出入口の幅 80 cm	
浴室の出入口の幅は六十センチメートル以上	<input checked="" type="checkbox"/> 適合 → <input type="checkbox"/> 非適合 →	浴室の出入口の幅 75 cm	
四 浴室			
浴室の短辺は百三十センチメートル以上 (一戸建ての住宅以外の住宅の用途に供する建築物内の住宅の浴室にあつては、百二十センチメートル以上)	<input type="checkbox"/> 一戸建て <input checked="" type="checkbox"/> 一戸建て以外 <input checked="" type="checkbox"/> 適合 → <input type="checkbox"/> 非適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 浴室の短辺 160 cm ※内法寸法を記載すること	
面積は二平方メートル以上 (一戸建ての住宅以外の住宅の用途に供する建築物内の住宅の浴室にあつては、一・八平方メートル以上)	<input type="checkbox"/> 一戸建て <input checked="" type="checkbox"/> 一戸建て以外 <input checked="" type="checkbox"/> 適合 → <input type="checkbox"/> 非適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 浴室の面積 2.56 m² ※内法寸法を記載すること	
五 住戸内の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。	<input checked="" type="checkbox"/> 住戸内に階段はなく該当しない		
T ≥ 19.5 (T: 踏面の寸法(単位cm))	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合	Bの1(3)記載参照	
R ÷ T ≤ 22 ÷ 21 (R: けあげの寸法(単位cm))	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合		
55 ≤ T + 2R ≤ 65	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合		
六 主たる共用の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。	<input type="checkbox"/> 主たる共用の階段はなく該当しない	住戸階のエレベーター利用	
T ≥ 24 (T: 踏面の寸法(単位cm))	<input checked="" type="checkbox"/> 適合 → <input type="checkbox"/> 非適合 →	<input checked="" type="checkbox"/> あり	踏面の寸法 26 cm
55 ≤ T + 2R ≤ 65 (R: けあげの寸法(単位cm))	<input checked="" type="checkbox"/> 適合 → <input type="checkbox"/> 非適合 →	<input type="checkbox"/> なし	けあげの寸法 18 cm
			(踏面)+(けあげ)×2 = 62 cm
七 以下には手すりを設けること			
便所	<input checked="" type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合	住戸内についてはBの1(4)記載参照	
浴室	<input checked="" type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合		
住戸内の階段	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合 <input checked="" type="checkbox"/> 該当部位なし		
八 階数が三以上である共同住宅の用途に供する建築物には、原則として当該建築物の出入口のある階に停止するエレベーターを設置すること。	<input type="checkbox"/> 該当しない	Bの2(3)記載参照	
	<input checked="" type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合		

住宅の規模、構造及び設備に関する基準	対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・該当ページ
B 【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第34条第1項第9号に規定する基準】			
1 住宅の専用部分(各住戸内)に係る基準			
<p>イ 日常生活空間(高齢者の利用を想定する一の主たる玄関、便所、浴室、脱衣室、洗面所、寝室(以下「特定寝室」という。)、食事室及び特定寝室の存する階(接地階(地上階のうち最も低い位置に存する階をいう。))を除く。)にあるバルコニー、特定寝室の存する階にあるすべての居室並びにこれらをつなぐ一の主たる経路をいう。以下同じ。)内の床が、段差のない構造(5mm以下の段差が生じるものを含む。以下同じ。)であること。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。</p>	<p>■ 基準範囲内で適合 → □ 基準範囲を超え非適合 →</p>	<p>≪①～⑥を除く日常生活空間の床≫ ■ 5mm高を超える段差が生じない ≪①～⑥に該当する日常生活空間の床≫ □ ①～⑥に該当なし ■ ①～⑥に該当するが下記のとおり適合 □ ①～⑥に該当あり下記のとおり非適合</p>	
<p>① 玄関の出入口の段差で、くつずりと玄関外側の高低差を20mm以下とし、かつ、くつずりと玄関土間の高低差を5mm以下としたもの</p>	<p>■ 該当部位なし □ 段差があるが左欄をみだし適合 → □ 段差があり左欄をみださず非適合 →</p>	<p>※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 くつずりと玄関外側の高低差 mm くつずりと玄関土間の高低差 mm</p>	
<p>② 玄関の上がりかまちの段差</p>	<p>■ 該当部位なし □ 該当部位あり</p>		
<p>③ 勝手口その他屋外に面する開口部(玄関を除く。以下「勝手口等」という。)の出入口及び上がりかまちの段差</p>	<p>■ 該当部位なし □ 該当部位あり</p>		
<p>④ 居室の部分の床のうち次に掲げる基準に適合するものとその他の部分の床の300mm以上450mm以下の段差</p>		<p>※複数ある場合は最も厳しい状況を記入</p>	
<p>a 介助用車いすの移動の妨げとならない位置に存すること。</p>	<p>■ 該当部位なし</p>	<p>該当部位の段差 mm</p>	
<p>b 面積が3㎡以上9㎡(当該居室の面積が18㎡以下の場合にあつては、当該面積の1/2)未満であること。</p>	<p>□ 該当あり 左欄a～eをみだし適合 →</p>	<p>段差部位の面積 m2</p>	
<p>c 当該部分の面積の合計が、当該居室の面積の1/2未満であること。</p>	<p>□ 該当あり 左欄a～eをみださず非適合 →</p>	<p>居室全体の面積 m2</p>	
<p>d 長辺(工事を伴わない撤去等により確保できる部分の長さを含む。)が1,500mm以上であること。</p>		<p>段差部位長辺の長さ mm</p>	
<p>e その他の部分の床より高い位置にあること。</p>		<p>段差部位がその他より □ 高い □ 低い</p>	
<p>⑤ 浴室の出入口の段差で、20mm以下の単純段差(立ち上がりの部分が一の段差をいう。以下同じ。)としたもの又は浴室内外の高低差を120mm以下、またぎ高さを180mm以下とし、かつ、手すりを設置したもの</p>	<p>□ 該当部位なし ■ 段差があるが左欄をみだし適合 → □ 段差があり左欄をみださず非適合 →</p>	<p>※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 □ 単純段差 → 段差の高さ mm ■ またぎ段差 → 浴室内外の高低差 30 mm またぎ高さ 50 mm てすり設置 ■ 設置済み</p>	
<p>⑥ バルコニーの出入口の段差。ただし、接地階を有しない住戸にあつては、次に掲げるもの並びにバルコニーと踏み段(奥行きが300mm以上で幅が600mm以上であり、当該踏み段とバルコニーの端との距離が1,200mm以上であり、かつ、1段であるものに限る。以下同じ。)との段差及び踏み段とかまちとの段差で180mm以下の単純段差としたものに限る。</p>	<p>□ 住戸内にバルコニーは無く該当しない □ 段差なし □ 段差があるが接地階を有する住戸のみ ■ 段差があるが左欄a～cをみだし適合 → □ 段差があり左欄a～cをみださず非適合 →</p>	<p>※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 段差の種類 □ 単純段差 ■ またぎ段差 手すり設置 □ 設置済み ■ 設置可能 □ なし 踏み段有無 ■ なし □ 1段 □ 2段以上 踏み段寸法 奥行き mm 幅 mm 踏み段とバルコニー端との距離 mm かまちと室内床面との段差 100 mm かまちとバルコニーとの段差 150 mm 踏み段とかまちとの段差 mm バルコニーと踏み段との段差 mm</p>	
<p>a 180mm(踏み段を設ける場合にあつては、360mm)以下の単純段差としたもの</p>			
<p>b 250mm以下の単純段差とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの</p>			
<p>c 屋内側及び屋外側の高さが180mm以下のまたぎ段差(踏み段を設ける場合にあつては、屋内側の高さが180mm以下で屋外側の高さが360mm以下のまたぎ段差)とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの</p>			
<p>ロ 日常生活空間外の床が、段差のない構造であること。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。</p>		<p>≪①～⑥を除く日常生活空間外の床≫ ■ 段差なし ≪①～⑥に該当する日常生活空間外の床≫ ■ ①～⑥に該当なし □ ①～⑥に該当するが許容範囲内 □ ①～⑥に該当あり許容範囲を超え非適合</p>	
<p>① 玄関の出入口の段差</p>	<p>■ 基準範囲内で適合 → □ 基準範囲を超え非適合 →</p>		
<p>② 玄関の上がりかまちの段差</p>			
<p>③ 勝手口等の出入口及び上がりかまちの段差</p>			
<p>④ バルコニーの出入口の段差</p>			
<p>⑤ 浴室の出入口の段差</p>			
<p>⑥ 室内又は室の部分の床とその他の部分の床の90mm以上の段差</p>			

住宅の規模、構造及び設備に関する基準		対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・該当ページ													
(2) 通路及び 出入口の 幅員	イ 日常生活空間内の通路の有効幅員が780mm(柱等の箇所にあっては750mm)以上であること。	<input type="checkbox"/> 該当部位なし <input checked="" type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄をみだし適合 → <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄をみたさず非適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 通路の有効幅員 1205 mm 柱等の箇所の有効幅員 mm														
	ロ 日常生活空間内の出入口(バルコニーの出入口及び勝手口等の出入口を除く。)の幅員(玄関及び浴室の出入口については、開き戸にあっては建具の厚み、引き戸にあっては引き残しを勘案した通行上有効な幅員とし、玄関及び浴室以外の出入口については、軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。)が750mm(浴室の出入口にあっては600mm)以上であること。	<input checked="" type="checkbox"/> 左欄をみたして適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたさず非適合 →	出入口の有効幅員 850 mm 浴室出入口の有効幅員 700 mm														
※専用住戸 内部	住戸内の階段の各部の寸法が次の各式に適合していること。ただし、ホームエレベーターが設置されている場合にあっては、この限りではない	<input checked="" type="checkbox"/> 住戸内に階段は無く該当しない <input type="checkbox"/> 階段があるがホームエレベーターも設置	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 勾配 /														
	イ 勾配が22/21以下であり、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であり、かつ、踏面の寸法が195mm以上であること。 ロ 蹴込みが30mm以下であること。 ハ イに掲げる各部の寸法は、回り階段の部分においては、踏面の狭い方の端から300mmの位置における寸法とすること。ただし、次のいずれかに該当する部分にあっては、イの規定のうち各部の寸法に関するものは適用しないものとする。 ① 90度屈曲部分が下階の床から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分 ② 90度屈曲部分が踊場から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分 ③ 180度屈曲部分が4段で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が下から60度、30度、30度及び60度の順となる回り階段の部分	<input type="checkbox"/> 階段があり左欄をみたして適合 → <input type="checkbox"/> 階段があるが左欄をみたさず非適合 →	けあげの寸法 mm 踏面の寸法 mm ※(けあげ)x2+踏面= mm 蹴込みの寸法 mm <input type="checkbox"/> 回り階段ではない <input type="checkbox"/> 以下に該当しない回り階段 <input type="checkbox"/> 屈曲部が左欄①に該当する回り階段 <input type="checkbox"/> 屈曲部が左欄②に該当する回り階段 <input type="checkbox"/> 屈曲部が左欄③に該当する回り階段														
(3) 階 段	イ 手すり、が、次の表の(イ)項に掲げる空間ごとに、(ロ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、便所、浴室、玄関及び脱衣室にあっては、日常生活空間内に存するものに限る。	<input checked="" type="checkbox"/> 全空間で適合または該当しない <input type="checkbox"/> 部分的に非適合あり <input type="checkbox"/> 適合がない															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(イ)</th> <th>(ロ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空間</td> <td>手すりの設置の基準</td> </tr> <tr> <td>階段</td> <td>少なくとも片側(勾配が45度を超える場合にあっては両側)に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、この限りでない。</td> </tr> <tr> <td>便所</td> <td>立ち座りするためのものが設けられていること。</td> </tr> <tr> <td>浴室</td> <td>浴槽出入りするためのものが設けられていること。</td> </tr> <tr> <td>玄関</td> <td>上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのものが設置できるようになっていること。</td> </tr> <tr> <td>脱衣所</td> <td>衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。</td> </tr> </tbody> </table>	(イ)	(ロ)	空間	手すりの設置の基準	階段	少なくとも片側(勾配が45度を超える場合にあっては両側)に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、この限りでない。	便所	立ち座りするためのものが設けられていること。	浴室	浴槽出入りするためのものが設けられていること。	玄関	上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのものが設置できるようになっていること。	脱衣所	衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 住戸内に階段はなく該当しない <input type="checkbox"/> 階段があるがホームエレベーターも設置 <input type="checkbox"/> 階段があり左欄をみたして適合 → <input type="checkbox"/> 階段があるが左欄をみたさず非適合	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 勾配 1/ 手すりの設置 <input type="checkbox"/> 片側 <input type="checkbox"/> 両側 手すりの踏面からの高さ mm
(イ)	(ロ)																
空間	手すりの設置の基準																
階段	少なくとも片側(勾配が45度を超える場合にあっては両側)に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、この限りでない。																
便所	立ち座りするためのものが設けられていること。																
浴室	浴槽出入りするためのものが設けられていること。																
玄関	上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのものが設置できるようになっていること。																
脱衣所	衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。																
(4) 手すり	ロ 転落防止のための手すりが、次の表の(イ)項に掲げる空間ごとに、(ロ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、外部の地面、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できない窓その他転落のおそれのないものについては、この限りでない。	<input checked="" type="checkbox"/> 全空間で適合または該当しない <input type="checkbox"/> 部分的に非適合あり <input type="checkbox"/> 適合がない															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(イ)</th> <th>(ロ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空間</td> <td>手すりの設置の基準</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">バルコニー</td> <td>① 腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。</td> </tr> <tr> <td>② 腰壁等の高さが300mm以上650mm未満の場合にあっては、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。</td> </tr> <tr> <td>③ 腰壁等の高さが300mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2階以上の窓</td> <td>① 窓台その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「窓台等」という。)の高さが650mm以上800mm未満の場合にあっては、床面から800mm(3階以上の窓にあっては1,100mm)以上の高さに達するように設けられていること。</td> </tr> <tr> <td>② 窓台等の高さが300mm以上650mm未満の場合にあっては、窓台等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。</td> </tr> <tr> <td>③ 窓台等の高さが300mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。</td> </tr> </tbody> </table>	(イ)	(ロ)	空間	手すりの設置の基準	バルコニー	① 腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。	② 腰壁等の高さが300mm以上650mm未満の場合にあっては、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。	③ 腰壁等の高さが300mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。	2階以上の窓	① 窓台その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「窓台等」という。)の高さが650mm以上800mm未満の場合にあっては、床面から800mm(3階以上の窓にあっては1,100mm)以上の高さに達するように設けられていること。	② 窓台等の高さが300mm以上650mm未満の場合にあっては、窓台等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。	③ 窓台等の高さが300mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。	<input type="checkbox"/> 該当しない → (腰壁等の高さが1,100mm以上の場合を含む) <input checked="" type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄をみだし適合 → <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄をみたさず非適合 →	<input type="checkbox"/> 住戸内にバルコニーなし <input type="checkbox"/> 存在するが外部からの高さ1m以下 <input type="checkbox"/> 存在するが非開閉窓など転落のおそれなし <input checked="" type="checkbox"/> 腰壁等の高さが1,100mm以上の場合(高さを記入) ※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 腰壁等の高さ 100 mm 手すりの腰壁等からの高さ 1000 mm 手すりの床面からの高さ 1100 mm		
(イ)	(ロ)																
空間	手すりの設置の基準																
バルコニー	① 腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。																
	② 腰壁等の高さが300mm以上650mm未満の場合にあっては、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。																
	③ 腰壁等の高さが300mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。																
2階以上の窓	① 窓台その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「窓台等」という。)の高さが650mm以上800mm未満の場合にあっては、床面から800mm(3階以上の窓にあっては1,100mm)以上の高さに達するように設けられていること。																
	② 窓台等の高さが300mm以上650mm未満の場合にあっては、窓台等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。																
	③ 窓台等の高さが300mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。																
※専用住戸 内部	<input type="checkbox"/> 存在するが外部からの高さ1m以下 <input type="checkbox"/> 存在するが非開閉窓など転落のおそれなし <input checked="" type="checkbox"/> 窓台等の高さが800mm以上の場合(高さを記入) ※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 窓台等の高さ 1000 mm 手すりの窓台等からの高さ mm 2F:手すりの床面からの高さ mm 3F以上:手すりの床面からの高さ mm																

住宅の規模、構造及び設備に関する基準		対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・該当ページ	
(4) 手すり ※専用住戸内部	廊下及び階段(開放されている側に限る) ① 腰壁等の高さが650mm以上800mm未満の場合にあつては、床面(階段にあつては踏面の先端)から800mm以上の高さの位置に設けられていること。 ② 腰壁等の高さが650mm未満の場合にあつては、腰壁等から800mm以上の高さの位置に設けられていること。	■ 該当しない → (腰壁等の高さが800mm以上の場合を含む) □ 該当部位あり 左欄をみだし適合 → □ 該当部位あり 左欄をみたさず非適合 →	■ 住戸内に開放廊下・階段なし □ 存在するが外部からの高さ1m以下 □ 存在するが非開閉窓など転落のおそれなし □ 腰壁等の高さが800mm以上の場合(高さを記入) ※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 腰壁等の高さ mm 手すりの腰壁等からの高さ mm 手すりの床面からの高さ mm		
	ハ 転落防止のための手すりの手すり子で床面(階段にあつては踏面の先端)及び腰壁等又は窓台等(腰壁等又は窓台等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。	□ 該当しない → ■ 該当部位あり 左欄をみだし適合 → □ 該当部位あり 左欄をみたさず非適合 →	□ 対象となる手すり子なし 該当する手すり子の間隔 100 mm		
(5) 部屋の配置	日常生活空間のうち、便所が特定寝室の存する階にあること。 ※専用住戸内部	■ 住戸内に階の別はなく該当しない □ 階の別はあるが同一階にあり、適合 □ 同一階になく非適合			
(6) 便所及び寝室 ※専用住戸内部	イ 日常生活空間の便所が次のいずれかに掲げる基準に適合し、かつ、当該便所の便器が腰掛け式であること。 ① 長辺(軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。)が内法寸法で1,300mm以上であること。 ② 便器の前方又は側方について、便器と壁の距離(ドアの開放により確保できる部分又は軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。)が500mm以上であること。	■ 適合 → □ 非適合 ■ 左欄①をみだして適合 → ■ 左欄②をみだして適合 → □ 左欄①②をみたさず非適合 →	■ 腰掛け式便器を使用 ※以下、複数ある場合は最も厳しい状況を記入 長辺の内法寸法 2005 mm 便器と壁の距離 1205 mm		
	ロ 特定寝室の面積が内法寸法で9㎡以上であること。	■ 左欄をみだして適合 → □ 左欄をみたさず非適合 →	寝室の面積(内法寸法) 9.25 m ²		
2 住宅の共用部分に係る基準					
(1) 共用廊下	住戸から建物出入口、共用施設、他住戸その他の日常的に利用する空間に至る少なくとも一の経路上に存する共用廊下が、次に掲げる基準に適合していること。	□ 該当する共用廊下なし(長屋形式等) ■ 適合 □ 非適合			
	イ 共用廊下の床が、段差のない構造であること。	■ 5mmを超える段差なく適合 □ 5mmを超える段差があり非適合			
	ロ 共用廊下の床に高低差が生じる場合にあつては、次に掲げる基準に適合していること。	□ 共用廊下に高低差がない為該当しない ■ 高低差あるが基準対応して適合 □ 高低差あり基準未対応で非適合			
	① 勾配が1/12以下(高低差が80mm以下の場合にあつては1/8以下)の傾斜路が設けられているか、又は、当該傾斜路及び段が併設されていること。	■ 左欄をみだして適合 → □ 左欄をみたさず非適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 生じた高低差 120 mm □ 傾斜路のみで対応 ■ 傾斜路と段の併設で対応(②に記述) 設けた傾斜路勾配 1 / 12		
	② 段が設けられている場合にあつては、当該段が(2)イの①から④までに掲げる基準※に適合していること。	■ 適合 □ 非適合	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入		
	① 踏面が240mm以上であり、かつ、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であること。	□ 左欄①②をみだして適合 → □ 左欄①②をみたさず非適合 →	けあげの寸法 mm 踏面の寸法 mm ※(けあげ)×2+(踏面)= mm		
	② 蹴込みが30mm以下であること。	■ 左欄②をみだして適合 → (段差が1段(単純段差)の場合)	蹴込みの寸法 0 mm		
	③ 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。	■ 左欄③④をみだして適合 → □ 左欄③④をみたさず非適合 →	最上段食い込み ■ なし □ あり 最下段突出部分 ■ なし □ あり 手すりの設置 ■ 片側 □ 両側 手すりの踏面からの高さ 750 mm		
	④ 手すりが、少なくとも片側に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。				
	ハ 手すりが共用廊下(次の①及び②に掲げる部分を除く。)の少なくとも片側に、かつ、床面からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。	■ 手すりを設置して適合 → □ 手すりの設置がなく非適合	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 手すりの設置 □ 片側 ■ 両側 手すりの床面からの高さ 750 mm		
① 住戸その他の室の出入口、交差する動線がある部分その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分	■ 該当部位で手すり設置を回避した → □ 該当部位はなく適用していない	手すり設置を回避した具体の箇所: 各室出入口等			
② エントランスホールその他手すりに沿って通行することが動線を著しく延長させる部分	■ 該当部位で手すり設置を回避した → □ 該当部位はなく適用していない	手すり設置を回避した具体の箇所: 風除室			

住宅の規模、構造及び設備に関する基準		対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・該当ページ
(1) 共用廊下	<p>二 直接外部に開放されている共用廊下(1階に存するものを除く。)にあっては、次に掲げる基準に適合していること。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 該当しない → <input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合	<p>※複数ある場合は最も厳しい状況を記入</p> <input checked="" type="checkbox"/> 開放された共用廊下なし <input type="checkbox"/> 存在するが1階のため適用外	
	<p>① 転落防止のための手すりや、腰壁等の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては床面から1,100mm以上の高さに、腰壁等の高さが650mm未満の場合にあっては腰壁等から1,100mm以上の高さに設けられていること。</p>	<input type="checkbox"/> 該当しない → (腰壁等の高さが1,100mm以上の場合を含む) <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄をみだし適合 → <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄をみたさず非適合 →	<input type="checkbox"/> 腰壁等の高さが1,100mm以上の場合(高さを記入) 腰壁等の高さ <input type="text"/> mm 手すりの腰壁等からの高さ <input type="text"/> mm 手すりの床面からの高さ <input type="text"/> mm	
	<p>② 転落防止のための手すりの手すり子で床面及び腰壁等(腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。</p>	<input type="checkbox"/> 該当しない → <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄をみだし適合 → <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄をみたさず非適合 →	<input type="checkbox"/> 対象となる手すり子なし 該当する手すり子の間隔 <input type="text"/> mm	
(2) 主たる共用の階段	<p>次に掲げる基準に適合していること。</p>	<input type="checkbox"/> 該当する共用階段なし(平屋建て等) <input checked="" type="checkbox"/> 全適合 <input type="checkbox"/> 部分適合 <input type="checkbox"/> 非適合		
	<p>イ 次の①から④まで(住戸のある階においてエレベーターを利用できる場合にあっては、③及び④)に掲げる基準に適合していること。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 適合 → <input type="checkbox"/> 非適合	<input checked="" type="checkbox"/> 住戸階におけるエレベーター利用可 <input type="checkbox"/> 住戸階におけるエレベーター利用不可	
	<p>① 踏面が240mm以上であり、かつ、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であること。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> エレベーター利用可であり該当しない <input type="checkbox"/> 左欄①②をみだして適合 → <input type="checkbox"/> 左欄①②をみたさず非適合 →	けあげの寸法 <input type="text"/> mm 踏面の寸法 <input type="text"/> mm ※(けあげ)×2+(踏面)= <input type="text"/> mm	
	<p>② 蹴込みが30mm以下であること。</p>		蹴込みの寸法 <input type="text"/> mm	
	<p>③ 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 左欄③④をみだして適合 →	最上段食い込み <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 最下段突出部分 <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	
	<p>④ 手すりが、少なくとも片側に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。</p>	<input type="checkbox"/> 左欄③④をみたさず非適合 →	手すりの設置 <input type="checkbox"/> 片側 <input checked="" type="checkbox"/> 両側 手すりの踏面からの高さ <input type="text"/> 800 mm	
<p>ロ 直接外部に開放されている主たる共用の階段にあっては、次に掲げる基準に適合していること。ただし、高さ1m以下の階段の部分については、この限りでない。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 該当しない →	<input type="checkbox"/> 開放された階段なし <input type="checkbox"/> 存在するが外部からの高さ1m以下 <input checked="" type="checkbox"/> 存在するが主として避難用		
(3) エレベーター	<p>① 転落防止のための手すりや、腰壁等の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては踏面の先端から1,100mm以上の高さに、腰壁等の高さが650mm未満の場合にあっては腰壁等から1,100mm以上の高さに設けられていること。</p>	<input type="checkbox"/> 該当しない → (腰壁等の高さが1,100mm以上の場合を含む) <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄をみだし適合 → <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄をみたさず非適合 →	<input type="checkbox"/> 腰壁等の高さが1,100mm以上の場合(高さを記入) 腰壁等の高さ <input type="text"/> mm 手すりの腰壁等からの高さ <input type="text"/> mm 手すりの踏面先端からの高さ <input type="text"/> mm	
	<p>② 転落防止のための手すりの手すり子で踏面の先端及び腰壁等(腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。</p>	<input type="checkbox"/> 該当しない → <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄をみだし適合 → <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄をみたさず非適合 →	<input type="checkbox"/> 対象となる手すり子なし 該当する手すり子の間隔 <input type="text"/> mm	
	<p>住戸が建物出入口の存する階にある場合を除き、住戸からエレベーター又は共用の階段(1階分の移動に限る。)を利用し、建物出入口の存する階まで到達でき、…① かつ、エレベーターを利用せずに住戸から建物出入口に到達できる場合を除き、住戸からエレベーターを経て建物出入口に至る少なくとも一の経路上に存するエレベーター及びエレベーターホールが、次に掲げる基準に適合していること。…②</p>	<input type="checkbox"/> 該当部位なし(1)全住戸が出入口階 (左の基準①) <input checked="" type="checkbox"/> 左2~3行目をみだして適合 → <input type="checkbox"/> 非適合 (左の基準②) <input type="checkbox"/> 該当部位なし(2)EV使わず出入口 <input checked="" type="checkbox"/> イ〜ハをみだす経路あり適合 <input type="checkbox"/> 非適合	←以下及びイ〜ハ記入なしで可 <input checked="" type="checkbox"/> エレベーターで出入口階に到達 <input type="checkbox"/> 1階分の階段で出入口階に到達 ←以下及びイ〜ハ記入なしで可	
	<p>イ エレベーター及びエレベーターホールの寸法が、次に掲げる基準に適合していること。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合		
	<p>① エレベーターの出入口の有効幅員が800mm以上であること。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 左欄をみだして適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたさず非適合	エレベーター出入口の有効幅員 <input type="text"/> 800 mm	
	<p>② エレベーターホールに一边を1,500mmとする正方形の空間を確保できるものであること。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 左欄をみだして適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたさず非適合	確保できる正方形の一边の長さ <input type="text"/> 1600 mm	
<p>ロ 建物出入口からエレベーターホールまでの経路上の床が、段差のない構造であること。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 5mmを超える段差なく適合 <input type="checkbox"/> 5mmを超える段差があり非適合			

住宅の規模、構造及び設備に関する基準		対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・該当ページ
(3) エレベーター	ハ 建物出入口とエレベーターホールに高低差が生じる場合にあっては、次に掲げる基準に適合していること。	<input type="checkbox"/> 高低差がなく該当しない <input checked="" type="checkbox"/> 高低差あるが基準対応して適合 <input type="checkbox"/> 高低差あり基準未対応で非適合		
	① 勾配が1/12以下の傾斜路及び段が併設されており、かつ、それぞれの有効な幅員が900mm以上であるか、又は、高低差が80mm以下で勾配が1/8以下の傾斜路若しくは勾配が1/15以下の傾斜路が設けられており、かつ、その有効な幅員が1,200mm以上であること。	<input checked="" type="checkbox"/> 左欄をみたして適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみかさず非適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 生じた高低差 120 mm <input checked="" type="checkbox"/> 傾斜路と段の併設で対応(③に記述) <input type="checkbox"/> 傾斜路のみで対応 設けた傾斜路勾配 1/12 設けた傾斜路有効幅員 1000 mm	
	② 手すりが、傾斜路の少なくとも片側に、かつ、床面からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 手すりを設置して適合 → <input type="checkbox"/> 手すりの設置がなく非適合	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 手すりの設置 <input checked="" type="checkbox"/> 片側 <input type="checkbox"/> 両側 手すりの床面からの高さ 750 mm	
	③ 段が設けられている場合にあっては、当該段が(2)イの①から④に掲げる基準※に適合していること。	<input checked="" type="checkbox"/> 適合 → <input type="checkbox"/> 非適合	設けた傾斜路有効幅員 1000 mm 設けた段の有効幅員 900 mm	
	※(2)イ ① ①から④ ① 踏面が240mm以上であり、かつ、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であること。 ② 蹴込みが30mm以下であること。 ③ 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。 ④ 手すりが、少なくとも片側に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。	<input type="checkbox"/> 左欄①②をみたして適合 → <input type="checkbox"/> 左欄①②をみかさず非適合 <input checked="" type="checkbox"/> 左欄②をみたして適合 → (段差が1段(単純段差)の場合) <input checked="" type="checkbox"/> 左欄③④をみたして適合 → <input type="checkbox"/> 左欄③④をみかさず非適合	けあげの寸法 mm 踏面の寸法 mm ※(けあげ)×2+(踏面)= mm 蹴込みの寸法 0 mm 最上段食い込み <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 最下段突出部分 <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 手すりの設置 <input type="checkbox"/> 片側 <input type="checkbox"/> 両側 手すりの踏面からの高さ 750 mm	

本書類の作成者	氏名			
	資格	建築士免許の種類	登録番号	
		建築士事務所の名称	登録番号	
	所属事務所	住所		
		電話		

作成者は、都道府県知事登録を行っている建築士事務所に所属する建築士に限ります。なお、応募時の共同申請者でなくとも差し支えありません。

建築士資格の種類と登録番号を明記してください

建築士事務所の名称と所在地、電話番号等を明記してください

以下の欄は、既に登録を受けている建物について、登録の更新の申請に際し、登録申請時から変更がない場合に限り使用してください。

登録の更新を受けようとする建物の状況は、 年 月 日時点で、上記のとおりであることを誓約します。

※登録の更新に際し、登録申請時から変更がない場合に限り、従前様式にその旨を記載することで本様式に変えることができるものとする。